

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定(以下「協定」という。)第13条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺(8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。)
- (2) 骨壺(瀬戸白7寸を基準とし、箱覆及び骨壺箱を含む。)
- (3) ドライアイス
- (4) 霊きゅう自動車
- (5) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書(第1号様式)とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条の規定による乙が甲に報告する文書の様式は、協力実績報告書(第2号様式)とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第6条の規定による経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同じとする。